

令和7年1月  
千代田区



令和7年度

## 特別支援教育専門員(会計年度任用職員) (産休等代替等)採用選考案内

会計年度任用職員とは、一会计年度（4月1日から3月31日まで）を超えない範囲内で任用される一般職の非常勤職員です。

会計年度任用職員として任用されると、地方公務員法に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等）が適用されます。

なお、今回募集する職は、妊娠出産休暇や育児休業（以下、「産休等」という。）を取得する会計年度任用職員の代替として任用される職であるため、任期は、原則、当該会計年度任用職員が取得する産休等の期間の範囲内となります。

### 1 選考対象者及び募集内容

職名	特別支援教育専門員
職務内容	(1) 幼児・児童の学習上・生活上の困難さに応じた支援に関する職務 (2) 幼児・児童の行動観察、記録の作成及びその内容を学級担任等に報告する職務 (3) 通級による指導を受ける児童の時間割の調整に関する職務 (4) 特別支援教育支援員への助言に関する職務 (5) その他特別支援教育の推進に必要と所属長が判断し命ずる職務
必要な資格等	次のいずれかに該当する者 (1) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する免許状を有する者※受験申込日現在、有効のものに限る (2) 保育士、保健師、看護師又は准看護師の資格を有する者 (3) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は視能訓練士の免許を有する者 (4) 公認心理師、臨床心理士、学校心理士又は臨床発達心理士の資格を有する者 (5) 特別支援教育士の資格を有する者 (6) 教育機関又は福祉機関において特別支援教育に関する職務又は活動を1年以上経験した者

任用期間	令和8年2月1日～令和8年3月31日 ※産休等を取得する会計年度任用職員が令和8年度も任用され、引き続き産休等を取得する場合は、勤務成績等により、公募によらず再度任用する場合があります。
条件付採用期間	原則1か月 (※1) 1か月の実勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまでは条件付採用期間が引き続きます。 (※2) 任用の都度、条件付採用期間があります。
採用予定数	若干名

#### 注意事項

- ※ 日本国籍を有しない方も受験できます。
- ※ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。
- ※ 任期が重複する千代田区会計年度任用職員の職の選考に既に申し込んでいる方又は申し込む予定のある方は受験できません。

## 2 勤務条件

給与	<p><b>【報酬額】</b> 報酬月額 227,187円（令和7年4月1日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この報酬月額には、常勤職員に支給される地域手当相当分を含んでいます。</li> <li>・採用前又は任期途中に給与改定等があった場合には、条例の定めにより、増額又は減額される場合があります。</li> </ul> <p><b>【費用弁償】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・このほか条例等の定めるところにより、費用弁償（通勤手当相当、上限55,000円/月）が支給されます。</li> </ul>
勤務場所	区立小学校 ※就業場所は、原則敷地内禁煙です。
勤務時間	<p>勤務日数：年36日勤務（月平均18日、月最低勤務日数11日）</p> <p>勤務時間：7:30～18:30の間において6時間45分勤務 (休憩時間60分又は45分を除く。)</p> <p>※配置先の状況等により、変動する場合があります。</p>
休暇等	2月からの採用の場合、年次有給休暇の付与はありません。 このほか、慶弔休暇等があります。
週休日・休日	<p>土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、所属長が別に定める日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校行事等に応じて変動する場合があります。</li> </ul>
保険	公立学校職員共済組合（配置場所により東京都職員共済組合）・厚生年金保険・雇用保険・労災保険加入

### 3 申込み手続き

#### (1) 申込方法

所定の申込書に必要事項を記入の上、必要書類（履歴書、志望の動機と抱負（400字以上600字以内））と併せて下記のとおり郵送又は千代田区役所4階指導課の窓口に提出してください。

合格者には、教員免許状、更新講習修了確認証明書等の写しの提出を求めます。

#### (2) 申込期間

方法	期間	注意事項
郵送	～令和7年12月15日 (月) (必着)	A4判が入る大きさ（角形2号）の封筒に入れ、表に赤字で「特別支援教育専門員採用選考申込」と明記し、 <u>簡易書留で送ってください。</u> 簡易書留によらない郵送での事故については、責任を負いません。
窓口		受付時間は、8:30～17:00です。 ※土・日曜日は受け付けていません。

#### (3) 郵送先、提出先及び問合せ先

〒102-8688

東京都千代田区九段南1-2-1

千代田区役所 子ども部指導課特別支援教育担当（区役所4階）

電話 03-5211-3666（直通）

※ 応募書類については、選考結果を問わず返却しません。

### 4 選考の方法及び選考日

選考方法	一次選考：書類審査 二次選考：面接 ※申込みのあった方から一次選考を行い、一次選考を通過した方に 二次選考案内をメールにてお知らせします。
面接日	令和7年12月中旬～令和8年1月上旬の期間で指導課が指定する日
面接会場	千代田区役所本庁舎（千代田区九段南1-2-1）4階指導課
合格発表	令和8年1月上旬（予定）までに、合否にかかわらず受験者全員にメール、郵送または電話にてお知らせします。

### 5 個人情報の取扱いについて

本採用選考の実施に当たり、申込書等により収集した個人情報については、本採用選考業務にのみ使用します。

(参考) 地方公務員法第16条(欠格条項)

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日〔昭和二二年五月三日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注) 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。